

## 岩美町イワガキ付着面再生事業活動費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町補助金等交付規則（平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。）規定に基づき、岩美町イワガキ付着面再生事業活動費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、岩美町内の漁業協同組合及び鳥取県漁業協同組合支所（以下「漁協等」という。）が、イワガキ稚貝が漁港周辺のコンクリートブロック等に付着する時期にその付着を阻害するフジツボ等の他種生物をその表面からの除去（以下「イワガキ付着面再生」という。）を実施し、イワガキ稚貝の付着を促進することによりイワガキの持続的な生産を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 町は、前条の目的の達成に資するため、漁協等が実施する別表の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」）に要する同表第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額以下とする。（ただし、上限を60万円とする。）

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、対象事業を実施しようとする日より20日以上前に行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第10条第1項の町長が別に定める変更は、本補助金の増額又は30パーセントを越える減額以外の変更とする。

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### (変更等の承認)

第7条 漁協等は、第6条の規定により町長の承認申請は、様式第4号により変更承認申請書を作成し、町長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による町長の承認について準用する。

(実績報告書)

第8条 規則第17条の規程による実績報告書は、様式第5号のとおりとし、補助事業の完了又は交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日までに行わなければならぬ。

- 2 規則17条の報告書に添付すべき書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

(受入額調書)

第9条 規則第20条第3号に規定する受入額調書は、様式第6号のとおりとする。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるものもほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限りとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成31年度までとする。

別表（第3条関係）

| 1 対象事業          | 2 補助対象経費  |
|-----------------|---|
| イワガキ付着面<br>再生事業 | (1)事前調査費(事前準備としての調査、測量に要する経費)<br>賃金、船舶車輌の使用料及び燃料費、機械器具等の賃借料<br>及び運搬費、消耗品費、委託料<br>(2)付着面再生活動費(イワガキ付着面再生に直接要する経費)<br>船舶車輌の使用料及び燃料費、機械器具等の賃借料及び<br>運搬費、消耗品費、委託料(漁協等が当該団体以外外の者<br>にスキューバ潜水等による作業を委託する場に限る。)<br>(3)その他町長が特に認める経費 |